

□低炭素建築物新築等計画の認定手数料

建設部建築住宅課

○手数料の額

- ・認定申請建築物の区分、規模に応じ、表1から表4の額とする。
- ・建築確認申請を合わせて申請する場合は、床面積の区分に応じた建築確認申請手数料の額を加算した額とする。

表1 一戸建て住宅又は共同住宅等の住戸の部分の場合

戸数		手数料額 (円)	
		認定の審査	変更の審査
一戸建ての住宅		39,000円 (6,000円)	20,000円 (3,000円)
共同住宅等	1戸	39,000円 (6,000円)	20,000円 (3,000円)
	2～5戸	79,000円 (11,000円)	40,000円 (6,000円)
	6戸以上	111,000円 (19,000円)	56,000円 (10,000円)

() 内の金額は、市の指定する機関により事前に技術的審査を受けた場合

表2 共同住宅等の建物全体の場合 (共用部分がある場合)

戸数		手数料額 (円)	
		認定の審査	変更の審査
共同住宅等	1戸	164,000円 (17,000円)	83,000円 (9,000円)
	2～5戸	204,000円 (22,000円)	103,000円 (12,000円)
	6戸以上	236,000円 (30,000円)	119,000円 (16,000円)

() 内の金額は、市の指定する機関により事前に技術的審査を受けた場合

表3 共同住宅等の建物全体の場合 (共用部分がない場合)

戸数		手数料額 (円)	
		認定の審査	変更の審査
共同住宅等	1戸	39,000円 (6,000円)	20,000円 (3,000円)
	2～5戸	79,000円 (11,000円)	40,000円 (6,000円)
	6戸以上	111,000円 (19,000円)	56,000円 (10,000円)

() 内の金額は、市の指定する機関により事前に技術的審査を受けた場合

表4 非住宅建築物又は複合建築物の場合 (複合建築物の場合は、表1から表3の区分、規模に応じた額に、下記の規模に応じた額を合算した額とする。)

床面積		手数料額 (円)	
		認定の審査	変更の審査
非住宅建築物等	300㎡以下	275,000円 (11,000円)	138,000円 (6,000円)
	300㎡を超える	438,000円 (31,000円)	219,000円 (16,000円)

() 内の金額は、市の指定する機関により事前に技術的審査を受けた場合